



固定資産税の届け出をお忘れなく（建物）

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年分（全額）課税されます。

家屋を取り壊した時は次の手続きをしてください。

●減失登記

不動産登記法により登記している『登記家屋』は、法務局で減失登記申請をすると、翌年度より課税されません。

●減失登記申請をしない家屋の取り壊し

『未登記家屋』を取り壊した場合や『登記家屋』でも取り壊した後減失登記をしなかった場合、その確認ができずに課税される場合があります。

必ず税務課に『家屋減失届出書』を提出してください。取り壊した家屋に関する固定資産税は、翌年度から課税されません。

また、車庫や物置を新築、建て替えた場合は課税対象になりますので、届け出してください。

詳細 税務課 資産税グループ

☎82-2659

困りごとなんでも特設相談所の開設

12月4日(月)～10日(日)は人権週間です

いじめ・嫌がらせ、虐待、暴力、セクハラ・パワハラ、近隣トラブル、インターネットでのプライバシーの侵害、新型コロナウイルスに関連する不当な偏見・差別など人権問題で困りごとがありましたら、下記に相談してください。※秘密は厳守します。

日時 12月5日(火) 10時～12時

会場 萩野公民館 **相談員** 町人権擁護委員

相談料 無料（前日までに要予約）

詳細 札幌法務局 苫小牧支局

☎34-7151

交通事故などで国保を使えます

国民健康保険に加入している方が、交通事故などの第三者の行為によってけがをした場合に、保険証を使って治療を受けることができ、治療にかかった医療費は、いったん国保が立て替えます。

立て替えた医療費は本来、加害者が負担すべきもので、国保から加害者側に請求するため、国保に「第三者行為による被害届」の提出が必要です。

加害者側との話し合いで示談が成立すると、その内容によっては国保が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなることがありますので、示談の前に相談してください。

《こんな時も届け出が必要ですよ》

- ◆他人の飼い犬にかまれてけがをした。
 - ◆自宅以外で建物の欠陥などでけがをした。
 - ◆不当な暴力や傷害行為でけがをした。
- ※飲酒運転や無免許運転など自分の不法行為によりけがなどをしたときは、国保は使えません。

詳細 町民課 国保年金グループ

☎82-2325

自動車免許更新講習(12月)



■会場 苫小牧市交通安全センター

(苫小牧警察署南側)

【優良講習（30分講習）】

10時30分	1日(金)	5日(火)	6日(水)	8日(金)
	12日(火)	14日(木)	19日(火)	20日(水)
13時30分	21日(木)	27日(水)	28日(木)	
	7日(木)	15日(金)	22日(金)	26日(火)

【一般講習（1時間講習）】

10時30分	7日(木)	11日(月)	15日(金)	18日(月)
	22日(金)	25日(月)	26日(火)	
13時30分	4日(月)	13日(水)	20日(水)	

【違反講習（2時間講習）】

13時30分	1日(金)	6日(水)	8日(金)	11日(月)
	12日(火)	18日(月)	19日(火)	27日(水)
14日(木)、21日(木)の13時から苫小牧中野自動車学校でも受講できます。				

【初回講習（2時間講習）】

13時30分	14日(木)	21日(木)	25日(月)	
--------	--------	--------	--------	--

※免許証の受け取りは、更新手続き後おおむね40日後です。

※講習は免許の有効期限までに受講してください。

詳細 苫小牧警察署交通一課 ☎35-0110

苫小牧地区交通安全協会 ☎33-1458

町内指定水道業者

※水漏れなどの水道修理は、下記の町指定業者へ直接連絡してください。

業者	電話番号
(株)北洋公管	82-5959
(株)太陽	83-6666
(株)新田工業	82-2814
(有)和光商事	83-3268
タナカ・ライフクリエイト(有)	87-4700
村上設備	87-3419

※町外の指定業者はホームページで確認してください。

水道凍結に注意 水抜きをお忘れなく

寒くなると水道管が凍結することがあります。真冬が続くときや長期外出時は水抜きを心掛けましょう。なお、凍結してしまった場合は町の指定業者に依頼してください。

※解氷および修繕費用は自己負担となります。

詳細 上下水道課 業務グループ

☎82-2562